

【自治労明石市水道労働組合への回答】

平成 18 年（2006 年）10 月 19 日

2006 年度賃金・職場改善等に関する要求について（回答）

水道事業は、独立採算制の公営企業として、絶えざる経済性の発揮により、安全・安定給水の公共サービスを提供し、継続的に利用者のニーズに応じていかなければならない。そして、この水道事業の使命を、社会経済情勢や利用者ニーズの変化に適応させながら、確実に果たしていかなければならない。

一方、民間企業の経営状態は改善傾向にあるが、これは、給与抑制や雇用調整等の経営努力の結果である。

このように民間企業が必死に経営努力をしている中で、行政に対する住民の見る目は、ますます厳しくなっている。

このような社会経済情勢の中で、本市水道事業は、平成 16 年 4 月に暫定料金による料金改定を行い、更に昨年 4 月からは本来の改定料金を実施し、市民・利用者に負担をお願いしているところである。本市水道事業は、料金改定に際し、市民・利用者にお示しした第 2 次経営改善実施計画を基本として、経営改善に全力を傾注して行かなければならないところである。

貴労働組合にあっても、現下の水道事業を取り巻く状況を共通理解し、経営改善に向けて、ともに努力をしていただきたい。

以上のことを踏まえ、各項目について、回答する。

- 1 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職、職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。

職員配置については、本年 4 月、事業の効率性と利用者サービスの向上を目標に、5 課から 4 課へと体制を変更したところであり、該当職場の声を聞いていく考えである。

また、欠員補充については、民間委託、嘱託職員への置き換えも含め、検討すべきものと考えている。

- 2 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また現在委託を行っている事業については、委託の是非について事業の見直しを行うこと。

地方公営企業として、安心安全な水道水を安定的に安価で供給することは当然の義務と考えている。

したがって、事業運営の合理性、効率性を図っていく上で、直営で行うべき業務と民間でも行うことができる業務の選別を行っていく必要があると考えている。

- 3 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。

労働条件に関わる点については、従来から貴組合と十分に協議等を行い、労働協約の要件を満たした書面の取り交わしをしており、この方針に今後も変わりはない。

- 4 来年度の人員配置について、協約を締結すること。(臨職を含む)

職員配置については、管理運営に属する事項であり、協約の対象ではない。

- 5 明石市水道事業経営改善実施計画並びに明石市行政改革実施計画において挙げられている諸課題について、事前協議制を充分徹底すること。また、協議事項については、組合と合意に達するまでは実施しないこと。

労働条件に係わる点については、従来どおり協議を行う考えである。

- 6 危機管理にかかわる予算を措置すること。

安全・安定給水の事業目的に照らし、緊急性、影響度等を精査・勘案のうえ、予算措置を行っており、今後もこの考え方を踏まえ、予算編成に取り組む考えである。

- 7 災害時における職員の出勤計画を定め、周知徹底を図ること。

災害時における職員の出勤計画については、水道部災害対策計画等において定められているところであるが、具体的内容について、今後、水道部危機管理リーダー会議を活用するなど検討する考えである。

- 8 企業(一表)の中高年層の改善をはかるため5級年限昇格を実施すること。

- 9 企業(二表)の中高年層の改善をはかるため5級年限昇格を実施すること。

給料表は職務の内容、職責に基づき支給される場所であり、5級職への昇格は任用による場所である。

- 10 企業(二表)の中途入職者の賃金は18歳標準入職を基準とし、完全在職者調整を行うこと。

全市的な基準の中で考えていく。

- 11 センター長・副場長の処遇を改善すること。

職務の級については、職務内容の複雑さ、困難さ、責任度等の諸点を勘案して決定しているところである。

- 12 交替制職場での連続休暇取得が確保できるように交替勤務体制の充実を行うこと。

現行制度で連続休暇の取得は可能であると考えている。

- 13 施設の改善等に関することについては、別途協議すること。

協議に応じたい。